

横浜市交通局建築工事特則仕様書

<令和2年6月版>

1章 一般共通事項

(全2頁)

1.1
本仕様書の
位置づけ
(1.1.1)

1節 一般事項

横浜市交通局建築工事特則仕様書は、横浜市交通局工務部が所管する建築工事に適用し、工事契約約款に定める仕様書の一部を構成する。

本仕様書は、下記の事項を除き「横浜市建築局建築工事特則仕様書」を準用する。また、記述については、①『建築局』を『交通局』、②『横浜市長』及び『建築局長』を『横浜市交通事業管理者』と読み替えるものとする。

2節 工事関係図書

2.1
提出書類

(1) 着手時	提出部数
ア 請負代金内訳書	1部
イ 工程表	1部
ウ 工事着手届出書	1部
エ 現場代理人選定通知書	1部
オ 主任技術者選定通知書	1部
カ 監理技術者選定通知書	1部
キ 専門技術者選定通知書	1部
ク その他監督員の指示によるもの	
(2) 施工時	提出部数
ア 実施工程表	1部
イ 工事進ちよく状況報告書(実績工程表、色線入含む)	1部
ウ 立会検査申請書(出張検査については検査日より14日前)	1部
エ 官公庁その他への届出書類の写し	1部
オ 打合わせ議事録(その都度)	1部
カ その他監督員の指示によるもの	
(3) 部分完成時	提出部数
ア 工事出来高部分検査申請書	1部
イ 部分払請求書	1部
ウ 口座振替払依頼書(交通局指定の用紙)	1部
エ その他監督員の指示によるもの	
(4) 完成時	提出部数
ア 工事完成通知書	1部
イ 工事目的物引渡書	1部

ウ 完成払請求書	1部
エ 口座振替払依頼書（交通局指定の用紙）	1部
オ かし担保期間中の連絡体制届出書	1部
カ かし検査申請書	1部
キ その他監督員の指示によるもの	1部

8 節 安全管理指定工事

8.1 適用

横浜市交通局工事安全管理規程（平成25年1月交通局規程第2号）に基づき、安全管理指定工事に指定された場合は、高速鉄道建設安全管理計画書作成要領（横浜市交通局）を準用し安全管理計画を策定し提出すること。

9 節 その他

9.1 かし検査

対象となる建築物等の引き渡しの日から1年以内（原則として引き渡しの日から起算して11ヶ月経過し12ヶ月経過する以前の期間）に「交通局建築工事、電気・機械設備工事、検修設備工事及び地下鉄車両製造かし修補確認実施要領」によりかし検査を行う。

9.2 環境への配慮

- 1 請負人は建設機械及び運搬車両・輸送車両を使用する場合は、低公害型機械・車両の使用に努めること。
- 2 請負人は工事に伴う騒音・振動・大気汚染等について、周辺地域の生活環境の保全に努めること。
- 3 工事に伴って地下水を排水する場合は、地盤沈下・水質汚濁等の周辺環境の保全に努めること。